

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧			
<p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額に関する表</p> <p>1. 業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、機構取扱有価証券については、以下のとおりとする。</p>			<p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額に関する表</p> <p>1. 業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、機構取扱有価証券については、以下のとおりとする。</p>			
有価証券の種類	時価		有価証券の種類	時価		時価に乗 ずべき率
株券 投資証券 協同組織 金融機関 の優先出 資証券 受益証券	国内の証券取引所に上場されているもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	株券 投資証券 協同組織 金融機関 の優先出 資証券 受益証券	国内の証券取引所に上場されているもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	100分の70
	(削る)			日本証券業協会に登録されているもの	日本証券業協会が公表する午後3時(半休日(日本証券業協会が定める半休日をいう。))においては午前11時)現在における直近の売買価格(注4)	
新株予約権付社債券	国内の証券取引所に上場されているもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	新株予約権付社債券	国内の証券取引所に上場されているもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2)	100分の80
	(削る)			日本証券業協会に登録されているもの	日本証券業協会が公表する午後3時(半休日においては午前11時)現在における直近の売買価格(注4)	
<p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 最終価格については、当該証券取引所において気配表示が行われている場合は、当該最終気配値段を含む。</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(削る)</p>			<p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 最終値段については、当該証券取引所において気配表示が行われている場合は、当該最終気配値段を含む。</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(注4) 売買価格がないときは、日本証券業協会が定める当該計算する日の前日の基準価格とする。</p>			
2. (略)			2. (略)			

3. 業務方法書第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、第12条第1項の規定に基づく国債証券については、以下のとおりとする。

有価証券の種類	時価		時価に乗 ずべき率
国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値(注)のうち平均値	100分の95

(注) 計算する日の前日において売買参考統計値が発表されていないときは、当該計算する日の前々日の売買参考統計値(当該前々日の売買参考統計値が発表されていないときは、順次繰り上げる。)とする。

4. ~ 6. (略)

#### 付 則

- この改正規定は、日本証券業協会が証券取引法(昭和23年法律第25号)第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日から施行する。
- この改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において日本証券業協会に登録されていた機構取扱有価証券に係る受入予定証券残高及び担保指定証券残高の評価額を施行日において計算する場合の時価は、改正後の別表第1項の規定にかかわらず、日本証券業協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格(当該売買価格がないときは、日本証券業協会が定める施行日の前日の基準価格)とする。
- 施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた銘柄であって、施行日に株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」という。)に上場されたものに対する別表第2項の適用に際しては、日本証券業協会が公表した当該銘柄の売買株数(新株予約権付社債券にあっては売買数量)を、ジャスダック証券取引所において成立した売買高とみなす。

3. 業務方法書第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、第12条第1項の規定に基づく国債証券については、以下のとおりとする。

有価証券の種類	時価		時価に乗 ずべき率
国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	100分の95

(新設)

4. ~ 6. (略)